

船舶事故調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年5月19日 11時00分ごろ
発生場所	山口県下関市角島大橋南方 長門伊瀬灯台から真方位218° 1,560m付近 (概位 北緯34° 21.0′ 東経130° 52.8′)
事故の概要	漁船第八天王丸は、北北東進中、海士ヶ瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年5月24日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八天王丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15621（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	推進器翼に割損、シューピース及びスタンチューブに破損、機関室が濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約73cm（特牛）
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、作業員1人を乗せ、船長が操舵室で目視による見張りをを行いながら、海士ヶ瀬戸を約4ノットの対地速力で手動操舵により北北東進していた。</p> <p>本船は、海士ヶ瀬南灯浮標（左舷標識）の西方を通過したところ、海士ヶ瀬に乗り揚げて停止した。</p> <p>本船は、自力で離礁して角島港に着岸した後、船長が、本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、海士ヶ瀬戸の水深及び可航水域を知らず、左舷標識の意味も知らなかった。</p> <p>本船のGPSプロッターは、データカードに海士ヶ瀬戸付近の詳細な水深情報がなかったため、画面上に等深線等が表示されていなかった。</p> <p>本船は、本事故の翌日、修理の目的で山口県萩市所在の造船所に向かっていたところ、同県長門市津黄漁港北方沖にて機関室の浸水を認めたので、機関を停止し、同造船所の作業船にえい航され、同造船所で上架された。</p>
分析	本船は、海士ヶ瀬戸を北北東進中、船長が、左舷標識の意味を知らなかったことから、海士ヶ瀬南灯浮標（左舷標識）の西方を航行し、海士ヶ瀬に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、海士ヶ瀬戸を北北東進中、船長が、左舷標識の意味を知らなかったため、海士ヶ瀬南灯浮標（左舷標識）の西方を航行し、海士ヶ瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。・ 航路標識の示す意味を理解しておくこと。